

令和5年8月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします。

お薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、協会けんぽでは、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。

その一環として「**ジェネリック医薬品軽減額通知**」をお送りいたします。

お知らせをお送りする方

- ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。



お知らせの内容

送付対象者の方につきまして、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**1ヶ月分の自己負担軽減可能額等をお知らせするもの**です。

※ジェネリック医薬品軽減額通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

※ジェネリック医薬品の供給について

現在、一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

気軽に相談できる“かかりつけ医”を持ちましょう!

かかりつけ医とは?

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことです。



なぜかかりつけ医を持つとよいの?

一人ひとりに応じた診療が受けられます

継続的に受診することで、患者の病状や病歴、体質などを踏まえた診療を受けることができます。また、日頃の状態を理解しているかかりつけ医は体調の変化にも気づきやすいため、病気の早期発見・早期治療が可能になります。

適切な医療機関を紹介してもらえます

必要に応じて適切な病院や専門医を紹介してもらえます。紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて7,000円以上の特別料金がかかりますが、紹介状があれば特別料金がかかりませんので、医療費の節約にもなります。

生活習慣病予防健診をご利用でない事業所様へ

定期健康診断の結果を協会けんぽにご提供ください

協会けんぽでは、健康づくりの支援拡大を目指して、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診を利用されていない40歳から74歳までの被保険者（ご本人）様の定期健康診断（事業者健診）結果の提供をお願いしています。

提供の メリット

- ◆健康保険料率の引き下げにつながります（インセンティブ制度による）
- ◆無料で特定保健指導がご利用いただけます

提供方法

健診実施機関が協会けんぽの提携先である場合

同意書をご提出ください

この場合の「同意」とは「健診実施機関を經由して協会けんぽに対し健診結果を提供することに同意する」ということです。

事業主さまの負担が
少なくおすすめ！



貴社が同意書を
協会けんぽに
提出



協会けんぽが
健診実施機関に
定期健診結果データ
の提供を依頼



健診実施機関から
協会けんぽに
貴社の定期健診結果
データを提供

健診実施機関が協会けんぽの提携先でない場合

定期健診結果の写しと、健康診断結果票（写）にかかる同意確認書・
健診結果に関する回答書の提出を直接協会けんぽをお願いいたします。

提出書類は
コチラ →



土浦年金事務所内の 「協会けんぽ特設窓口」の閉鎖のお知らせ 最終営業日：令和5年9月29日（金）

協会けんぽ茨城支部では、お客様のご利用状況を踏まえ、土浦年金事務所内に設置しております協会けんぽの窓口を9月末をもって閉鎖いたします。

※年金事務所の閉鎖ではありません。

各種申請書手続きは、当支部まで郵送でお願いします。

登録していますか？ 茨城支部オリジナルメールマガジン！

毎月10日に健康保険に関する
お役立ち情報を配信しています。

茨城支部では、すでに約5,400名の方
にご登録いただいています！

ご登録はコチラ →

